

(別紙)

諮問番号：令和4年諮問第8号

答申番号：令和4年答申第10号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであると  
する審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受け  
る審査請求人が、服役・拘禁により保護を要しなくなったことを理由として、〇市福祉事  
務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対しなした、法第26条の規定による次  
に掲げる保護の停止又は廃止の決定処分（以下これらの処分を「本件処分」と総称する。）  
について、本件処分の原因となった服役・拘禁は冤罪<sup>えん</sup>であること等から本件処分は不当で  
あるとして、は不当であるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

(1) 令和2年9月24日付け保護停止決定処分（以下「9月付け停止処分」という。）

(2) 令和2年10月1日付け保護停止決定処分（以下「10月付け停止処分」という。）

(3) 令和3年3月1日付け保護廃止決定処分（以下「3月付け廃止処分」という。）

### 第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和2年6月2日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、  
同日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 令和2年9月23日、処分庁は、〇警察署から、同日付けで審査請求人を逮捕・勾留した  
との連絡を受けた。
- 3 令和2年10月6日、処分庁は、服役・拘禁により保護を要しなくなったためとして、同  
年9月24日を実施日として保護を停止するため、9月付け停止処分及び10月付け停止処分  
を行った。
- 4 令和3年2月10日、処分庁は、〇拘置所から、法第29条の規定による審査請求人の  
居所に係る資料の提供を受け、請求人が現在も同所に収容中であることを確認した。
- 5 令和3年2月12日、処分庁は、服役・拘禁が継続しているとして、同年3月1日を実施  
日として保護を廃止するため、3月付け廃止処分を行った。
- 6 令和3年2月22日、処分庁は、〇拘置所に収容されている審査請求人に対し、本件処分  
に係る保護決定通知書を送付した。
- 7 令和3年2月24日、〇拘置所長は、本件処分に係る保護決定通知書の受付処理を行った。  
なお、審査請求人が接見等禁止決定に付されていたことから、〇拘置所長は当該通知書を

同決定の解除後に交付することとした。

- 8 令和3年7月10日、○拘置所長は、審査請求人に対し、本件処分に係る保護決定通知書を交付した。
- 9 令和3年7月16日、処分庁は、審査請求人から、民法第703条の規定に基づく返還金の経緯についての説明等を求める文書を受理した。
- 10 令和3年7月20日、処分庁は、審査請求人に対し、9月付け停止処分に伴い生じた戻入未収金を民法第703条の規定に基づく返還金として取り扱うこととなったことの経緯の説明等を記載した文書を送付した。
- 11 令和3年9月28日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由により、本件処分の取消しを求めるというものである。

- (1) 審査請求人が「服役・拘禁により保護を要しなくなった」ことを理由として本件処分がなされたが、審査請求人は<sup>えん</sup>冤罪であるから、納得ができない。
- (2) 帰宅した後の住居を確保しておく必要があり、また、諸々の生活費が必要であるところ、過年度の返還金についても月に1,000円ずつ請求されており、経済的に苦境の中にいる。
- (3) 民法第703条の規定に基づく返還金についての説明を求める。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 処分庁は、○警察署から、審査請求人を逮捕・勾留した旨の連絡を受けたことから、法第26条、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第10の12の答1の(2)及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7の15（答）に基づき、9月付け停止処分及び10月付け停止処分を行った。
- (2) 令和3年2月10日、処分庁は、○拘置所から、法第29条の規定による審査請求人の居所に係る資料を受理し、審査請求人が現在も収容中であることを確認したことから、法第26条及び課長通知問第10の12の答2に基づき、3月付け廃止処分を行った。
- (3) 民法第703条に基づく返還金について説明を求める本件審査請求の理由に関しては、審査請求の対象となる処分や不作為に該当するものは認められないが、審査請求人の依頼を受けて必要な説明は既に行っている。

#### 第5 本件に係る法令の規定等

##### 1 法令の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力

その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性を規定している

また、法第26条は、保護の停止及び廃止について「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。

- (2) 法第29条は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施等のために必要があると認めるときは、被保護者の居所等の事項について、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる旨を規定している。
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条は、審査請求期間について「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定している。

## 2 関係通知

- (1) 保護を停止すべき場合として、課長通知問第10の12の答1の(2)において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」とされている。
- (2) 保護を廃止する場合として、課長通知問第10の12の答2において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」又は「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」とされている。
- (3) 問答集問7の15の答において、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ない」とされている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 本件審査請求は、令和3年9月28日に提起されており、審査請求期間である3箇月を過ぎているものの、本件処分がなされたことを審査請求人が知ったのは、審査請求人の接見等禁止決定が解除された後の同年7月10日であり、この時点から3箇月以内に提起されていると認められることから、本件審査請求を却下とはせず、本案審理を行う。

イ 処分庁は、○警察署から、審査請求人が逮捕され同署に勾留されたとの連絡を受けたことから、「刑事行政の一環として措置されるべきもの」であり、「一応保護を要しなくなったと認められる」ものの、「その状態が今後継続することにつ

いて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があり」として、審査請求人の保護を停止したものと認められる。

したがって、法第26条の規定により保護停止決定処分を行った処分庁の判断に誤りはない。

ウ 処分庁は、○拘置所に対する法第29条の規定による審査請求人の居所に係る資料の提供を受け、審査請求人が、逮捕・勾留された令和2年9月23日から5箇月後の令和3年2月10日の時点で、同所に収容中であることを確認したことから、服役等が6箇月を超える可能性が非常に高いと判断し、「以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められる」場合に当たるとして、審査請求人の保護を廃止したものと認められる。

したがって、法第26条の規定により保護廃止決定処分を行った処分庁の判断に誤りはない。

エ なお、審査請求人は、処分庁に対し、民法第703条の規定に基づく返還金についての説明を求めているところ、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人宛て令和3年2月22日付けの文書及び同年7月20日付け「返還金及び金銭の貸与について」の文書の中で詳細に説明していることが認められ、さらに、審査請求人の状況を考慮して、納入の延期や分割での返還を提案しており、処分庁において審査請求人に対する説明義務は尽くされていると認められる。

また、審査請求人は、逮捕・拘禁に係る被疑事実については<sup>えん</sup>冤罪であるから本件処分に納得できない旨主張しているが、<sup>えん</sup>冤罪か否かは服役・拘禁による保護停止・廃止決定処分を行うに当たり関係しない事項である。

オ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えているので、行政不服審査法第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

#### 第1部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年8月2日 審査庁が審査会に諮問

令和4年9月8日 第1回調査審議（第1部会）

令和4年10月12日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和4年10月21日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

- 1 本件は、処分庁が審査請求人に対し「服役・拘禁により保護を要しなくなった」ことを理由として行った本件処分が、法令の規定等に照らし、適切であったかどうかについて、争われているものである。

この点について、処分庁は、第5に記載の法令の規定及び関係通知に基づき、審査請求人が逮捕され○警察署に勾留されたことから9月付け停止処分及び10月付け停止処分を、服役等が6箇月を超える可能性が非常に高いと判断したことから3月付け廃止処分を行ったものであると主張するものであるから、これら本件処分に係る処分庁の裁量判断に合理性を欠くところがなかったかどうかについて検討する。

- 2 法第26条は、保護の停止及び廃止について「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定」する旨を規定していることから、まず、9月付け停止処分及び10月付け停止処分について、審査請求人の状態が「保護を必要としなくなったとき」に該当するとした処分庁の判断が妥当であったかどうかを検討する。

- 3 保護を停止すべき場合については、第5の2の(1)のとおり、課長通知問第10の12の答1の(2)において、「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」とされていることから、保護の停止処分を行うに当たっては、審査請求人の状態が「保護を要しなくなったと認められ」、かつ、「その状態が今後継続することについて、なお確実性を欠く」ものであることが必要と考えられる。

この点について、審査請求人は、○警察署に勾留されたことによって、その期間中の衣食住については、第5の2の(3)に記載の問答集問7の15の答のとおり、「刑事行政の一環として措置されるべきものである」ことから、法による「保護を要しなくなった」ものと認められる。

一方で、処分庁が9月付け停止処分及び10月付け停止処分を行った時点においては、処分庁は、審査請求人が勾留された旨の連絡を○警察署から受けたのみであり、審査請求人が警察署・刑事施設に拘束される期間の見込みを確認する術もなかったであろうことに鑑みれば、拘束期間がどの程度継続するのか「確実性を欠く」ものであったと考えられる。

よって、処分庁が9月付け停止処分及び10月付け停止処分を行った時点においては、審査請求人の状態は「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある」ものであったと考えられることから、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- 4 次に、保護を廃止すべき場合については、第5の2の(2)のとおり、課長通知問第10の12の答2において、「最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされている。

この課長通知の内容を踏まえ、処分庁は、法第29条の規定により、審査請求人の居所に係る資料を○拘置所から入手し、審査請求人が現在も収容中であることを確認し

た上で、「審査請求人の収容期間が6か月を超える見込み」であると判断し、3月付け廃止処分を行ったことが確認できる。これは、処分庁が、3月付け廃止処分を行うに当たり、審査請求人の状態を確認した上で、第5に記載の関係法令等に当てはめて判断を行っているものと認められることから、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

5 なお、審査請求人は、逮捕及び勾留は<sup>えん</sup>冤罪によるものであるから、本件処分は不当である旨を主張するが、保護の必要性の判断に当たっては、<sup>えん</sup>冤罪であるかどうかにかかわらず、3において述べるとおり、警察署・刑事施設に拘束されたことをもって「刑事行政の一環として措置されるべきもの」と考えられることから、この主張は採用することができない。

6 したがって、本件処分は、第5に記載の法令の規定等に照らし適切に行ったものと認められ、違法又は不当な点は何ら認められない。

## 7 結論

以上の理由から、審査請求人の主張には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

### 京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳